

全国児童福祉主管課長関係課長会議 (保育課)

【目 次】

- 資料1 「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱一部改正新旧対照表（案）」・・・1
- 資料2 「安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表（案）」・・・7

平成22年2月25日（木）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
保 育 課

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱一部改正新旧対照表（案）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>別紙</p> <p>平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>（1）保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</p> <p>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次の①と②により算定された額の合計額とする。</p> <p>① 次のア、イ、エからキ及びケにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及びその際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。</p> | <p>別紙</p> <p>平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 （略）</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>（1）保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）</p> <p>保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次のアからキにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及びその際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> |

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 次のウ及びクにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び6の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及び①に係る基金の造成に要する経費の実支出額並びにそれらの造成の際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〔保育所等整備事業〕

- ア (略)
- イ (略)
- ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔広域的保育所利用事業〕

- エ (略)
- オ (略)

〔家庭的保育改修等事業〕

- カ (略)
- キ (略)
- ク 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔保育の質の向上のための研修事業等〕

- ケ (略)
- (2)～(5) (略)

〔保育所等整備事業〕

- ア (略)
- イ (略)

〔広域的保育所利用事業〕

- ウ (略)
- エ (略)

〔家庭的保育改修等事業〕

- オ (略)
- カ (略)

〔保育の質の向上のための研修事業等〕

- キ (略)
- (2)～(5) (略)

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4 (1) ②及び4 (4) ②にかかる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年7月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 4 (1) ②及び4 (4) ②にかかる額の交付の申請は、別紙様式1に準じた変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(実績報告)

9 (略)

(その他)

10 (略)

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4 (4) ②にかかる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年7月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 4 (4) ②にかかる額の交付の申請は、別紙様式1に準じた変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(実績報告)

9 (略)

(その他)

10 (略)

(別紙様式1) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費所要額調査

| 区分 | | 基金造成に要する経費の支出予定額 | 寄付金その他の収入額 | 差引額 (A-B) | 算出された合計額 | 交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) |
|--------------------------------|----|------------------|------------|-----------|----------|-------------------------|
| | | (A) | (B) | (C) | (D) | |
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | ① | | | | | |
| | ② | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| (2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係) | | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への 支援 | | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 | ① | | | | | |
| | ② | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

別紙2 (略)

(別紙様式2) (略)

(別紙様式1) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費所要額調査

| 区分 | 基金造成に要する経費の支出予定額 | 寄付金その他の収入額 | 差引額 (A-B) | 算出された合計額 | 交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) |
|--------------------------------|------------------|------------|-----------|----------|-------------------------|
| | (A) | (B) | (C) | (D) | |
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | | | | | |
| (2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係) | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への 支援 | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

別紙2 (略)

(別紙様式2) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費精算書

| 区分 | | 基金造成に要する経費の支出額 (A) | 寄付金その他の収入額 (B) | 差引額 (A-B) (C) | 算出された合計額 (D) | 交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) | 交付決定額 (F) | 交付金受入額 (G) | 差引額 (Δ) 不足額 (G-E) |
|-----------------------------|----|--------------------|----------------|---------------|--------------|----------------------------|-----------|------------|-------------------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | ① | | | | | | | | |
| | ② | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | |
| (2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係) | | | | | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への支援 | | | | | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の拡充 | ① | | | | | | | | |
| | ② | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

別紙2 (略)

(別紙様式3) (略)

別紙1

別紙1

基金造成経費精算書

| 区分 | 基金造成に要する経費の支出額 (A) | 寄付金その他の収入額 (B) | 差引額 (A-B) (C) | 算出された合計額 (D) | 交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) | 交付決定額 (F) | 交付金受入額 (G) | 差引額 (Δ) 不足額 (G-E) |
|-----------------------------|--------------------|----------------|---------------|--------------|----------------------------|-----------|------------|-------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く) | | | | | | | | |
| (2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係) | | | | | | | | |
| (3) すべての子ども・家庭への支援 | | | | | | | | |
| (4) ひとり親家庭等への支援の拡充 | | | | | | | | |
| (5) 社会的養護の拡充 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

別紙2 (略)

(別紙様式3) (略)

別紙

安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表（案）

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| 別紙 安心こども基金管理運営要領 第1～第6（略） | 別紙 安心こども基金管理運営要領 第1～第6（略） |

改 正 後

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)
1 (略)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付金の種類 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期限 | ⑦補正時期 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|-------------|--|------|-----|---------|---------|
| | | | | 都 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く） | (1) 保育所等整備事業 ○保育所等整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○保育所等整備事業(別添2) 都市部を中心として、保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設整備費の補助を実施する。 ○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において放課後の児童施設として利用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、全館空調の設置のための経費の補助を実施する。 | 20年度交付金要綱4(1) 21年度交付金要綱4(1)ア、イ及びロ | 市町村 | ○別添1の5(1)及び(2)に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の5(3)に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 平成22年度末 | |
| | (2) 広域的保育所利用事業(別添5) 目標の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。 | 21年度交付金要綱4(1)イ及びロ | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | 平成22年度末 |
| | (3) 家庭的保育改修等事業(別添6) ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。 ○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。 | 20年度交付金要綱4(9) 21年度交付金要綱4(1)カ、ニ及びロ | 市町村 | ○別添6の3(1)に該当する市町村 2/3 - 1/2 ○別添6の3(2)に該当する市町村 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | |
| | (4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7) ○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実施のための経費の補助を実施する。 ○保育士再就職支援コーディネーター設置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。 | 20年度交付金要綱4(4) 21年度交付金要綱4(1)イ | 都道府県 市町村 | 1/2 1/2 - 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | |
| | (5) (略) | | | | | | | |
| | 2~6 (略) | | | | | | | |
| | (注1)~(注9) (略) | | | | | | | |

(補助基準額)
3 (略)

現 行

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)
1 (略)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付金の種類 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期限 | ⑦補正時期 |
|--------------------------|--|------------------------------------|--------------------|---|------|-----|---------|---------|
| | | | | 都 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く） | (1) 保育所等整備事業 ○保育所等整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○保育所等整備事業(別添2) 都市部を中心として、保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 ○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設整備費の補助を実施する。 ○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において放課後の児童施設として利用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、全館空調の設置のための経費の補助を実施する。 | 20年度交付金要綱4(1) 21年度交付金要綱4(1)ア及びイ | 市町村 | ○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 平成22年度末 | |
| | (2) 広域的保育所利用事業(別添5) 目標の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。 | 21年度交付金要綱4(1)イ及びロ | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | 平成22年度末 |
| | (3) 家庭的保育改修等事業(別添6) ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。 ○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。 | 20年度交付金要綱4(9) 21年度交付金要綱4(1)イ及びロ | 市町村 都道府県 市町村 | 1/2 - 1/2 1/2 1/2 - 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | |
| | (4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7) ○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実施のための経費の補助を実施する。 ○保育士再就職支援コーディネーター設置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。 | 20年度交付金要綱4(4) 21年度交付金要綱4(1)イ | 都道府県 市町村 | 1/2 1/2 - 1/2 - 1/2 | | | 平成22年度末 | |
| | (5) (略) | | | | | | | |
| | 2~6 (略) | | | | | | | |
| | (注1)~(注3) (略) | | | | | | | |

(補助基準額)
3 (略)

別添 1

保育所緊急整備事業

1 事業の目的
(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

ただし、下記3（2）の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 整備対象施設
(略)

(3) 事業の実施主体
(略)

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）
(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

| 就学前の児童人口 | 必要な純増数 |
|------------------------|--------|
| 5,999人以下の市町村 | 60人以上 |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村 | 180人以上 |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上 |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上 |
| 26,000人以上の市町村 | 660人以上 |

① 補助基準額
(略)

別添 1

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

(2) 整備対象施設
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体
市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）
社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例団法人

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員が純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

| 就学前の児童人口 | 必要な純増定員 |
|------------------------|---------|
| 5,999人以下の市町村 | 60人以上 |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村 | 180人以上 |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上 |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上 |
| 26,000人以上の市町村 | 660人以上 |

① 補助基準額
ア 定員規模による定額（「標準」単価）

② 補助率
(略)

③ 補助対象事業（整備区分）
(略)

(2) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注) 「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

- イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算
- ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算
- エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

| ① 区 分 | ②補助率 | | |
|--|------|-----|-----|
| | 国 | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 3/4 | 1/8 | 1/8 |

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注: 増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

| 就学前の児童人口 | 必要な純増数 |
|------------------------|--------|
| 5,999人以下の市町村 | 60人以上 |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村 | 180人以上 |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上 |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上 |
| 26,000人以上の市町村 | 660人以上 |

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

カ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

キ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

ク 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

| ① 区分 | ②補助率 | | |
|--|------|-----|-----|
| | 国 | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 3/4 | 1/8 | 1/8 |

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

(3) (1)、(2) 以外の場合

① 補助基準額
(略)

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（(1)の③及び(2)の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、(1)及び(2)に該当する市町村についても(3)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

(略)

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（(1)の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

| ① 区 分 | ②補助率 | | |
|--|--------|-----|-----|
| | 国 | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 3/4 | 1/8 | 1/8 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合 | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 |
| 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合 | | | |
| 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。） | | | |

③ 補助対象事業（整備区分）
（略）

(3) 削除

4 対象経費
（略）

③ 補助対象事業（整備区分）
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

(3) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所（分園）として使用するに必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する場合

① 補助基準額

ア スペース確保費 1施設当たり 3,000千円
保育所（分園）設置のため、空き教室等のスペースを確保するために倉庫を設置した場合に定額（「標準」単価）を適用

ただし、都市部は割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 改修費 1施設当たり 13,000千円
保育所（分園）設置のため、空き教室等を改修した場合に定額（「標準」単価）を適用

ただし、都市部は割増単価（「都市部」単価）を適用

ウ 上記のイには、設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

| 種 目 | 対 象 経 費 |
|-------------------------------------|--|
| 本体工事費 | 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。 |
| 保育所開設準備費加算 | 保育所の開設準備に必要な費用 |
| 特殊附带工事費 | 特殊附带工事費に必要な工事費又は工事請負費 |
| 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築の場合が対象） | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |

5 留意事項
(略)

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的
(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3(2)①ウのうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3(1)の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設
(略)

(3) 事業の実施主体
(略)

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）
(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

| 就学前の児童人口 | 必要な純増数 |
|------------------------|--------|
| 5,999人以下の市町村 | 60人以上 |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村 | 180人以上 |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上 |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上 |
| 26,000人以上の市町村 | 660人以上 |

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3(1)③のうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

(2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

(3) 事業の実施主体
市町村

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）
市町村以外の者であつて、継続的に保育を実施できる者

3 補助基準額・補助率

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円

※20人未満分園を含む。

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

ウ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設
1施設当たり 1,500万円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

| 種目 | 対象経費 |
|------------------------------|--|
| 3(1)①ア及び 3(2)①ア 賃借料補助 | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用 |
| 3(1)①イ及び 3(2)①イ 改修費等補助 | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用 |
| 3(2)①ウ 保育所開設準備費 | 既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用 |

別添3～別添5 (略)

(1) 補助基準額

① 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

② 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

③ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設
1施設当たり 1,500万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

| 種目 | 対象経費 |
|-------------------|--|
| 3(1)① 賃借料補助 | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用 |
| 3(1)② 改修費等補助 | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用 |
| 3(1)③ 保育所開設準備費 | 既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用 |

別添3～別添5 (略)

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

(略)

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3 (1)の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む。)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備(人工芝、砂の入れ替え)
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入(パソコン、プリンター等)

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業(保育ママ)を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む。)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備(人工芝、砂の入れ替え)
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入(パソコン、プリンター等)

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新

規契約のものに限る。

また、下記3(1)の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ (略)

(2) 事業の実施主体

(略)

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員(家庭的保育事業を含む)について純増する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して家庭的保

規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

③ 家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助率

育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

| 就学前の児童人口 | 必要な純増数 |
|------------------------|--------|
| 5,999人以下の市町村 | 60人以上 |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村 | 180人以上 |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上 |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上 |
| 26,000人以上の市町村 | 660人以上 |

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2) (1)以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

② 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 家庭的保育者研修事業

① 補助基準額

家庭的保育者1人当たり 133千円

② 補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

(1) 補助基準額

① 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

② 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者1人当たり 133千円

(2) 補助率

① 家庭的保育改修事業

国1/2、市町村1/2

② 家庭的保育賃借料補助事業

国1/2、市町村1/2

③ 家庭的保育者研修事業

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費
(略)

別添7～別添22 (略)

4 対象経費

- (1) 家庭的保育改修事業
家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
- (2) 家庭的保育賃借料補助事業
家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料
- (3) 家庭的保育者研修事業
家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

別添7～別添22 (略)

改正後

現行

※対比しやすくするため一部順番を変更している。

(別表)補助基準額表

(別表)補助基準額表

(通則) (略)

(通則) (略)

1. 保育サービス等の充実

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

< 本体工事 >

単位: 千円

単位: 千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | | | | | |
|--------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 82,000 | 90,200 | 78,000 | 85,800 | 74,000 | 81,400 | 70,000 | 77,000 |
| 定員21～30名 | 86,000 | 94,600 | 82,000 | 90,200 | 80,000 | 88,000 | 76,000 | 83,600 |
| 定員31～40名 | 100,000 | 110,000 | 94,000 | 103,400 | 90,000 | 99,000 | 86,000 | 94,600 |
| 定員41～70名 | 114,000 | 125,400 | 108,000 | 118,800 | 102,000 | 112,200 | 98,000 | 107,800 |
| 定員71～100名 | 148,000 | 162,800 | 142,000 | 156,200 | 134,000 | 147,400 | 128,000 | 140,800 |
| 定員101～130名 | 178,000 | 195,800 | 170,000 | 187,000 | 160,000 | 176,000 | 154,000 | 169,400 |
| 定員131～160名 | 206,000 | 226,600 | 198,000 | 217,800 | 186,000 | 204,600 | 178,000 | 195,800 |
| 定員161～190名 | 234,000 | 257,400 | 224,000 | 246,400 | 212,000 | 233,200 | 200,000 | 220,000 |
| 定員191～220名 | 260,000 | 286,000 | 250,000 | 275,000 | 240,000 | 264,000 | 224,000 | 246,400 |
| 定員221～250名 | 288,000 | 316,800 | 276,000 | 303,600 | 262,000 | 288,200 | 246,000 | 270,600 |
| 定員251名以上 | 320,000 | 352,000 | 304,000 | 334,400 | 290,000 | 319,000 | 276,000 | 303,600 |
| 特殊附帯工事 | 12,480 | | | | | | | |
| 創設時における放課後児童クラブの併設 | 12,500 | | | | | | | |
| 設計料加算 | 総事業費の5% | | | | | | | |
| 保育所開設準備費加算 | 整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算 | | | | | | | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | | | | 都市部 | | | |
| | 3,000 | | | | 3,300 | | | |

| | 基準額(1施設当たり) | | | | | | | |
|--------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 82,000 | 90,200 | 78,000 | 85,800 | 74,000 | 81,400 | 70,000 | 77,000 |
| 定員21～30名 | 86,000 | 94,600 | 82,000 | 90,200 | 80,000 | 88,000 | 76,000 | 83,600 |
| 定員31～40名 | 100,000 | 110,000 | 94,000 | 103,400 | 90,000 | 99,000 | 86,000 | 94,600 |
| 定員41～70名 | 114,000 | 125,400 | 108,000 | 118,800 | 102,000 | 112,200 | 98,000 | 107,800 |
| 定員71～100名 | 148,000 | 162,800 | 142,000 | 156,200 | 134,000 | 147,400 | 128,000 | 140,800 |
| 定員101～130名 | 178,000 | 195,800 | 170,000 | 187,000 | 160,000 | 176,000 | 154,000 | 169,400 |
| 定員131～160名 | 206,000 | 226,600 | 198,000 | 217,800 | 186,000 | 204,600 | 178,000 | 195,800 |
| 定員161～190名 | 234,000 | 257,400 | 224,000 | 246,400 | 212,000 | 233,200 | 200,000 | 220,000 |
| 定員191～220名 | 260,000 | 286,000 | 250,000 | 275,000 | 240,000 | 264,000 | 224,000 | 246,400 |
| 定員221～250名 | 288,000 | 316,800 | 276,000 | 303,600 | 262,000 | 288,200 | 246,000 | 270,600 |
| 定員251名以上 | 320,000 | 352,000 | 304,000 | 334,400 | 290,000 | 319,000 | 276,000 | 303,600 |
| 特殊附帯工事 | 12,480 | | | | | | | |
| 創設時における放課後児童クラブの併設 | 12,500 | | | | | | | |
| 設計料加算 | 総事業費の5% | | | | | | | |
| 保育所開設準備費加算 | 整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算 | | | | | | | |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の3(2)に該当する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用し定員30名までの小規模な保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事> (略)

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

削除

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|---------------------------|--------------------------------|
| 賃借料 | 都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。 |
| 改修費等(本園) | 都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。 |
| 改修費等(分園)※ | 都道府県知事が認めた額。ただし、20,000千円以内とする。 |
| 改修費等(分園) | 都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。 |
| 保育所開設準備費 | 都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。 |
| 保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設) | 都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。 |

※別添2の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用し、賃貸物件による保育所(分園)整備事業を行う場合である。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事> (略)

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|----------------|--|--------|
| | 標準 | 都市部 |
| スペース確保費 | 3,000 | 3,300 |
| 改修費 | 13,000 | 14,300 |
| 設計料加算 | 総事業費の5% | |
| 保育所開設準備費 加算 | 整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算 | |

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|---------------------------|--------------------------------|
| 賃借料 | 都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。 |
| 改修費等(本園) | 都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。 |
| 改修費等(分園) | 都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。 |
| 保育所開設準備費 | 都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。 |
| 保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設) | 都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。 |

○子育て支援のための拠点施設整備事業 (略)

○放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

(2)広域的保育所利用事業 (略)

(3)家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

ア 別添6の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペースを活用して行う場合 単位:千円

| | 基準額(1事業当たり) |
|------------|-------------|
| 保育所で行う場合 | 20,000 |
| 保育所以外で行う場合 | 2,200 |

イ ア以外の場合 単位:千円

| | 基準額(1事業当たり) |
|------------|-------------|
| 保育所で行う場合 | 20,000 |
| 保育所以外で行う場合 | 2,000 |

○家庭的保育賃借料補助事業

ア 別添6の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペースを活用して行う場合 単位:千円

| | 基準額(家庭的保育者1人当たり月額) |
|---------|--------------------|
| 賃借料補助事業 | 55 |

イ ア以外の場合 単位:千円

| | 基準額(家庭的保育者1人当たり月額) |
|---------|--------------------|
| 賃借料補助事業 | 50 |

○家庭的保育者研修事業 (略)

○子育て支援のための拠点施設整備事業 (略)

○放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

(2)広域的保育所利用事業 (略)

(3)家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

単位:千円

| | 基準額(1事業当たり) |
|------------|-------------|
| 保育所で行う場合 | 20,000 |
| 保育所以外で行う場合 | 2,000 |

○家庭的保育賃借料補助事業

単位:千円

| | 基準額(家庭的保育者1人当たり月額) |
|---------|--------------------|
| 賃借料補助事業 | 50 |

○家庭的保育者研修事業 (略)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等 (略)

(5) 認定こども園整備等事業 (略)

(6) 認定こども園等の環境整備等事業 (略)

2. すべての子ども・家庭への支援 (略)

3. ひとり親家庭等への支援の拡充 (略)

4. 社会的養護の拡充 (略)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等 (略)

(5) 認定こども園整備等事業 (略)

(6) 認定こども園等の環境整備等事業 (略)

2. すべての子ども・家庭への支援 (略)

3. ひとり親家庭等への支援の拡充 (略)

4. 社会的養護の拡充 (略)

改 正 後

現 行

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心子ども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1～4 (略)

5 事業実施状況

[保育サービス等の充実]

(1) 保育所等整備事業

- ① 保育所等緊急整備事業
- ア 保育所緊急整備事業

| 整備区分 | 創設 | 増築 | 増改築 | 改築 | 大規模 修繕等 | 合計 |
|------------------|----|----|-----|----|------------|----|
| 保育所数<か所> | | | | | | |
| うち分園数 | | | | | | |
| うち認定こども園数 | | | | | | |
| うち地域の余裕スペース 数 | | | | | | |
| 増員数(B-A)<人> | | | | | | |
| うち地域の余裕スペース 数 | | | | | | |
| 整備前定員数(A) | | | | | | |
| 整備後定員数(B) | | | | | | |

(注)「保育所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心子ども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1～4 (略)

5 事業実施状況

[保育サービス等の充実]

(1) 保育所等整備事業

- ① 保育所等緊急整備事業
- ア 保育所緊急整備事業

| 整備区分 | 創設 | 増築 | 増改築 | 改築 | 大規模 修繕等 | 合計 |
|-------------|----|----|-----|----|------------|----|
| 保育所数<か所> | | | | | | |
| うち分園数 | | | | | | |
| うち認定こども園数 | | | | | | |
| 増員数(B-A)<人> | | | | | | |
| 整備前定員数(A) | | | | | | |
| 整備後定員数(B) | | | | | | |

(注)「保育所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「うち地域の余裕スペース数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、地域の余裕スペースを活用した保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

増員数の「うち地域の余裕スペース数」には、内数として地域の余裕スペースを活用した場合の定員数の合計の差を記入すること。

イ 賃貸物件による保育所整備事業

| 区 分 | 実施か所数 | 定 員 数 | 助 成 額 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 賃借料補助 | か所 | 人 | 千円 |
| 本園 | か所 | 人 | 千円 |
| うち地域の余裕スペース | か所 | 人 | 千円 |
| 分園 | か所 | 人 | 千円 |
| うち地域の余裕スペース | か所 | 人 | 千円 |
| 改修費等補助 | か所 | 人 | 千円 |
| 本園 | か所 | 人 | 千円 |
| うち地域の余裕スペース | か所 | 人 | 千円 |
| 分園 | か所 | 人 | 千円 |
| うち地域の余裕スペース | か所 | 人 | 千円 |
| 保育所開設準備費 | か所 | 人 | 千円 |
| 認可基準を満たす認可外保育施設 | か所 | 人 | 千円 |
| 認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設 | か所 | 人 | 千円 |

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国2/3又は国1/2部分のみ)を記入すること。

ウ (略)

②～③ (略)

(2) (略)

イ 賃貸物件による保育所整備事業

| 区 分 | 実施か所数 | 定 員 数 | 助 成 額 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 賃借料補助 | か所 | 人 | 千円 |
| 本園 | か所 | 人 | 千円 |
| 分園 | か所 | 人 | 千円 |
| 20人未満分 | か所 | 人 | 千円 |
| 改修費等補助 | か所 | 人 | 千円 |
| 本園 | か所 | 人 | 千円 |
| 分園 | か所 | 人 | 千円 |
| 20人未満分 | か所 | 人 | 千円 |
| 保育所開設準備費 | か所 | 人 | 千円 |
| 認可基準を満たす認可外保育施設 | か所 | 人 | 千円 |
| 認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設 | か所 | 人 | 千円 |

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

ウ (略)

②～③ (略)

(2) (略)

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

| 実施場所 | 実施か所数 | 備 考 |
|------------------------|-------|-----|
| 地域の余裕スペース | か所 | |
| 自宅 | か所 | |
| 保育所 | か所 | |
| 地域の余裕スペース・自宅・保育所 以外 | か所 | |

(注)「地域の余裕スペース・自宅・保育所以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。
(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

| | |
|------------------|---|
| 地域の余裕スペースの家庭的保育者 | 人 |
| 上記以外の家庭的保育者 | 人 |

③ (略)

(4) ~ (6) (略)

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1) ~ (6) (略)

[社会的養護の拡充]

(1) ~ (3) (略)

[その他事業 (都道府県事務)]

(1) (略)

6 添付資料 (略)

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

| 実施場所 | 実施か所数 | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 自宅 | か所 | |
| 自宅以外 | か所 | |
| 保育所 | か所 | |

(注)「自宅以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。
(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

| | |
|--------|---|
| 家庭的保育者 | 人 |
|--------|---|

③ (略)

(4) ~ (6) (略)

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1) ~ (6) (略)

[社会的養護の拡充]

(1) ~ (3) (略)

[その他事業 (都道府県事務)]

(1) (略)

6 添付資料 (略)